

第3回半田市議会定例会文教厚生委員会委員長報告書

当文教厚生委員会に付託された案件については、6月22日、午後1時から、全員協議会室において、委員6名出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第46号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

県の補助金が廃止となり一般会計から財源更正をしているが、今後補助金が廃止された場合もすべて一般財源から補てんするのか。とに対し、

補助金が付く事業につきましては、補助金を基本として事業を行い、補助金が無くなれば事業も中止又は縮小が原則であります。事業内容によっては、中止することの出来ない事業もあるため、個々に判断し継続が必要な事業については、一般財源又は他の事業の縮小などにより賄うことになると考えます。とのこと。

市立保育園管理運営費について、AED設置に対する補助金が廃止になったということだが、計画していた設置が出来なくなったなどの支障はあったか。とに対し、

保育園のAEDにつきましては、以前に一括で設置を行いました。その後開園し、設置がされていなかったあさひ保育園分のみを今回一般財源にて設置するものです。とのこと。

理科支援員等配置事業委託料について、具体的にどのような内容か。また、事業の目的は何か。とに対し、

具体的な内容につきましては、理科の実験をする際の準備や後片付け、専門的な知識を活かした実験等を行っていただく予定です。また、目的につきましては、専門的な知識を持った方に授業に参加していただくことで、子ども達の理科に対する興味関心を高めることです。とのこと。

青少年防災キャンプ実施事業について、亀崎小学校が選定された理由は何か。また、具体的な内容はどのようなものか。とに対し、

今年度、亀崎小学校は教育委員会から防災教育の研究指定を受けており、また、亀崎自主防災会の意向が重なったこと等により、亀崎小学校を選定したものです。具体的な内容はこれからですが、1年生から6年生を対象に保護者等も含め防災キャンプに参加していただきたいと考えております。また、実行委員会には消防団も入っていただいております。これから日赤にも協力を求める中で亀崎地区として実施していきたいと考えております。とのこと。

新美南吉生誕100年観光PR・誘客業務委託料について、委託先として新美南吉生誕100年実行委員会へ委託せず、半田市観光協会へ委託する理由は何か。とに対し、半田市観光協会は、これまでも新美南吉に対するさまざまな取り組みをしており、知識もあるため、半田市のPRも含めて、委託先としては最適と考えています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、出席委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第47号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

基金の残高は無いという理解でよいか。とに対し、交付金としていただいた金額を3年間に渡り全て使わせていただき、基金は解散となり、条例を廃止するものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、出席委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第50号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

対象者及び市民に対する周知はどのように行うのか。また、県内及び近隣市町はどのような状況か。とに対し、

制度の周知につきましては、市報、ホームページは勿論のこと1、2級の手帳保持者すべての方へ手紙による個別通知を行う予定です。また、4月1日現在、県下では54市町村中32市町村が何らかの助成を実施しております。知多管内としましては、東海市が今年の10月1日から、大府市、知多市、阿久比町が半田市と同じく10月1日から、武豊町は来年1月の実施を検討していると聞いております。とのこと。

県下で実施している32市町村のうち、1部負担の導入はどのくらいで、全額助成はどのくらいあるのか。また、全額助成をした場合はどのくらいの負担額となるのか。とに対し、

一部負担金2分の1助成が6市町村、残りの市町村は全額助成となっています。また、全額助成とした場合は、トータルで1,800万円の負担となります。とのこと。

今回の改正は、今年の9月議会で採択された請願を受けて実施するのか、市が一般財源を使っても必要だという認識で実施するのか。とに対し、

請願が採択されるということは、地域の声だという認識を強く持っておりますので、採択された請願に対して対応することは大切だと考えております。

また、精神障がい者の方の医療費負担が大きくなっている状況となかなか就労できず金銭的な負担が大きいという声もあり、総合的に勘案して条例改正を行うものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、出席委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第51号及び議案第53号の2議案については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、それぞれ採決した結果、2議案とも、出席委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第55号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

工事概要の用途地域に、建築基準法上の用途、乙川中学校に準じ、第1種低層住居専用地域と記載されているが、この根拠は何か。とに対し、

(仮称)乙川地区地域交流センター用地の用途地域につきましては、第1種住居地域ですが、乙川中学校の体育館と接続されることにより、乙川中学校の敷地と一体としてとらえるため、第1種低層住居専用地域の規制が適用されるものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、出席委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、請願第1号、請願第2号及び請願第3号の3請願については、一括議題とし、請願提出者から請願の趣旨について説明の後、主な意見として

初めに請願第1号について、賛成の立場から、今までの年金支給年齢の引き上げや給付の削減などにより、年金への不信が溜り、未納者が1千万人を超える状況となっている。支給年齢の引き上げを断念させるうえでも半田市議会として意思表示をすべきである。との意見。

反対の立場から、現状として、年金支給年齢引き上げ法案は先送りとなっており、現在の年金制度は支給年齢を引き上げる必要がないため請願には賛同できない。との意見が出されました。

次に、請願第2号について、賛成の立場から、日本の年金は小遣い程度で、生活保障となっておらず、年金を生活を守る糧となる礎とするため、削減は妥当ではない。との意見。

反対の立場から、持続可能な年金制度とするため、給付水準を自動調整するマクロ経済スライドとなっている。との意見が出されました。

次に、請願第3号について、賛成の立場から、公的資金により半分は財源補てんされているため、無年金者も含め最低3.3万円は保証されるべきである。また、受給資格期間の短縮は至極もつともであり、願意妥当と考える。との意見。

反対の立場から、高齢者イコール弱者ではなく、現役世代以上に所得のある方もみえるため、すべての高齢者という点については反対である。との意見が出されました。

以上の意見の後、討論を省略し、まず請願第1号について、挙手により採決した結果、賛成多数をもって採択とすることに決定しました。

続く、請願第2号について、挙手により採決した結果、挙手少数により、不採択とすることに決定しました。

続く、請願第3号について、挙手により採決した結果、挙手少数により、不採択とすることに決定しました。

次に、請願第5号については、慎重審査の後、討論を省略し、挙手により採決した結果、出席委員全員をもって、採択とすることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。